

一般社団法人日本建設機械レンタル協会 神奈川支部規約

第1章 総則

第1条（趣旨）

この規約は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「本会」という）支部規定（以下「支部規定」という。）第4条に規定する支部規約について、その標準となる事項について定めるものとする。

第2条（名称）

この支部は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「本支部」という）と称する。

第3条（事務所）

本支部は主たる事務所を別紙〔覚書〕平成28年1月14日締結にある横浜市神奈川区栄町2-10番地アールケープラザ横浜Ⅲ 1103号室に置く。

第4条（目的及び事業）

本支部は本会定款第4条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建設機械器具賃貸業に関する調査・研究
- 二 建設機械器具賃貸業に関する行政施策への協力
- 三 建設機械器具賃貸業に関する適正な流通施策の調査・研究
- 四 建設機械器具の性能安全性並びに騒音振動その他の公害の調査研究を通じた安全対策並びに公害防止対策の啓蒙活動
- 五 緊急災害時の賃貸建設機械器具の提供並びに防災事業に対する資料の提供を通じた地域の福祉向上への寄与
- 六 防災事業並びに災害復旧事業における協力体制を確立するための調査・研究並びに建設機械器具賃貸業者の指導・育成の推進
- 七 建設機械取扱技術に関する研究会、講習会並びに研究発表会の開催
- 八 その他本会の目的の達成と会員相互の連携を図るために必要な事業

第2章 会員

第5条（会員の種別及び資格）

本支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本支部の目的に賛同して入会し、神奈川県内に建設機械器具賃貸業を営む事業所を有する個人又は団体
- (2) 賛助会員 本支部の目的に賛同した個人又は団体

第6条（入会及び退会）

本支部の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し記名押印の上、入会金を添えて本支部に提出するものとする。

2 本支部は、前項の入会申込書及び入会金を受理したときは、支部理事会の審査を経て、適正と認められたときは本会会長に届出を行うものとする。

3 本支部を退会しようとする者は、所定の退会届により、本支部に対し退会の1月前までに、そのむねを申し出るものとする。

4 本支部は、前項の退会届を受理したときは、すみやかに支部理事会の承認を経て、本会会長に届出を行うものとする。

第7条（入会及び退会の承認）

前条の届出について、支部規程第8条の規定に基づき、本会会長から当該入会又は退会に関する承認通知が支部にあったときは、その旨を申込者又は届出者に通知するものとする。

第8条（入会金及び会費）

正会員及び賛助会員は、本会の会費等に関する規定及び支部総会の定めるところにより、正会員にあつては入会金及び会費を、賛助会員にあつては会費を納入しなければならない。

2 再入会にあつては、入会金の納入を減免ないし免除する場合もあるが、本会の会費等に関する規定及び支部総会の定めるところによる。

3 既納の入会金及び会費は返還しないものとする

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- 三 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき
- 四 会費を1年間以上滞納したとき
- 五 除名されたとき

第10条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員が所属する支部長は、支部理事会の決議を経て、除名のために必要な手続をとるよう本会会長に申請することが出来る。この場合においては、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の会員としての義務に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ又は設立の趣旨に反する行為のあったとき

第3章 役員等

第11条（役員の種別及び数）

本支部に次の役員を置く。

- | | |
|--------|--------------------|
| 一 支部長 | 1名 |
| 二 副支部長 | 2名以内 |
| 三 理事 | 9名以内（支部長、副支部長を含む。） |
| 四 監事 | 2名以内 |

第12条（役員の選任）

理事及び監事は、正会員のうちから支部総会において選任する。

- 2 理事の互選により支部長、副支部長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第13条（役員の任期等）

役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の満了する時までとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 第11条に定める役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員に欠員が生じたときは、支部総会において補選を行うことができる。

第14条（役員の解任）

役員が次の号のいずれかに該当するときは、支部総会の決議に基づきその役員を解任することができる。この場合においては、その役員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務執行に堪えないとみとめられたとき
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第15条（役員の職務）

支部長は、本支部を代表し、その業務を執行し、統括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又はかけたときは、支部長があらかじめ定めた順位に従い、職務を代行する。
- 3 理事は支部理事会を組織して本支部の職務を分担執行する。
- 4 監事は本支部の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

第16条（役員の報酬）

役員は無報酬とする。

- 2 役員にはその職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は支部理事会に委任するものとする。

第17条（相談役及び顧問）

本支部に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、支部理事会の承認を経て支部長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、本支部の事業遂行上重要な事項について支部長の諮問に応じ、意見を述べるることができる
- 4 相談役及び顧問の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 5 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務をおこなうに必要な費用を支弁することができる。
- 6 前項に関する必要な事項は、支部理事会に委任するものとする。

第4章 会議

第18条（会議の種別）

本支部の会議は、支部総会、支部理事会とし、支部総会は、通常支部総会 及び臨時支部総会とする。

第19条（会議の構成）

支部総会は正会員をもって構成する。

- 2 支部理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は会議に出席し意見を述べることができる。
- 4 相談役、顧問及び賛助会員は、支部長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

第20条（会議の開催）

通常支部総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時支部総会は、支部理事会がその開催を必要と認め召集の決議をした場合、又は総正会員の決議権の5分の1以上を有する正会員、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。
- 3 支部理事会は、必要に応じ随時開催する。

第21条（会議の招集）

会議は、支部長が召集する。

- 2 会議の招集は会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した書面により、開催日の7日前までに会議を構成する、正会員又は役員に対し通知しなければならない。

第22条（会議の議長）

支部総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選出する

- 2 支部理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

第23条（会議の議決事項）

支部総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他本支部の運営に関する重要な事項

2 支部理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない事項の執行に関すること

第24条（会議の定足数）

支部総会は、これを構成する正会員の過半数の出席がなければ、開会することが出来ない。

2 支部理事会においては、決議について特別の利害関係を有する者を除く理事の過半数が出席しなければ、開会することが出来ない。

第25条（会議の決議）

支部総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 支部理事会の議事は、理事又は監事は、決議について特別の利害関係を有する者を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員に表決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員又は理事は、出席したものとみなす。

4 前項の場合、正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を会議ごとに提出しなければならない。

第26条（議事録）

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨付記すること）
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第27条(資産の構成)

本支部の資産は次の各号をもって構成する

- 一 入会金
- 二 会費
- 三 寄付金員
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

第28条(資産の管理)

本支部の資産は、支部理事会の定める方法に従って支部長が管理する。

第29条(経費の支弁)

本支部の経費は、資産を持って支弁する。

第30条(事業計画及び予算)

本支部の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、支部長が作成し、支部理事会の決議を経て、支部総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第31条(事業報告及び決算)

本支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、支部理事会の承認を経て定期支部総会に提出しなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 収支計算書
- 四 財産目録
- 五 監査報告書

2 前項の承認を受けた書類については、定期支部総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第32条(事業年度)

本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 部会

第33条(部会)

本支部は、必要に応じて部会を置くことができる

- 2 部会の設置及び廃止等については、支部理事会の決議を経て行うものとする。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項については、支部理事会に委任する。

第7章 事務局

第34条（事務局及び職員）

本支部の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名、その他の職員若干名を置く事ができる。
- 3 事務局長は、支部理事会の決議を経て支部長が任免する。
- 4 その他の職員は支部長が任免する
- 5 事務局及び職員に関し必要な事項は、支部理事会に委任する。

第8章 雑則

第35条（委員会）

本支部の事業の円滑な運営を図るため必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、支部理事会に委任する。

第36条（規則等）

この規約に定めるもののほか、本支部の運営上必要な規則は支部役員会の決議を経て別に定める。

第37条（慶弔）

正会員の慶弔が生じたときは、本人又は、親族に対しつぎの各号のとおり金品を贈与し、慶弔の意を表す。

- | | | |
|--|------|------|
| 一 本人死亡の場合 | 生花及び | 金3万円 |
| 二 配偶者死亡の場合 | 生花及び | 金2万円 |
| 三 親、子供死亡の場合 | 生花及び | 金1万円 |
| 四 本人が傷病で入院期間が21日以上に及ぶ場合 | 見舞金 | 金1万円 |
| 五 社屋又は工場を新築した場合 | 生花及び | 金1万円 |
| 六 火災、水害等の天災の被害を蒙った場合 | 見舞金 | 金2万円 |
| 七 その他本会に功績又は相当な縁故のあるもので、理事会において必要と認めた場合、前6号までの規定を準用する。 | | |

- 2 前項は、支部長が執行する。
- 3 前2項は、4年ごとに理事会においてその内容等について検討する。

第38条（表彰）

支部長は、本会に役員を長年勤めた者、又は、会員及び本会に所属する者で、功績の著しい者を支部理事会の承認を得て表彰することができる。

第39条（規則の効力）

この規約は、本会定款及び支部規程の規範の枠内において、その効力を存するものである。

2 この規約に定めのない事項については、定款及び支部規定の定めによる。

第40条（規約の改廃）

この規約の改廃は、支部総会の承認を得なければならない。

附 則

第1条 この規約は平成29年5月24日より施行し、平成29年4月1日より適用する。